

I 策定の趣旨

本県の在留外国人数は増加傾向にあり、今後も人手不足を背景に外国人労働者の受入れ等による増加が予想される。外国人住民等が生活、労働及び教育分野で不便を感じることなく地域で生き生きと暮らしていくことができるよう、本県の日本語教育に関する現状や課題を整理し、関係機関が連携して日本語教育の環境整備を推進するため、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）に基づき策定するもの。

II 秋田県における日本語教育の現状と課題

1. 現状

(1) 在住外国人の推移等

- ・県内の在住外国人数は増加傾向で、令和4年はこの10年で最多。
- ・近年は国籍、在留資格が多様化。
- ・県内25市町村すべてに在住。広い県土に少人数が分散して居住。

(2) 日本語教育の状況

- 〔生活者〕
- ・県内17市町村で日本語教室が開設されているが、ほとんどはボランティアにより運営。
 - ・日本語教室における日本語学習支援者の約6割が60歳以上。
 - ・日本語教室は外国人住民等の「居場所」としても機能。

〔外国人労働者〕

- ・10年前に比べ、外国人労働者を受け入れる事業所数は約2.2倍、労働者数は約2.3倍に増加。
- ・従業員への日本語学習支援の取組は事業所によって差がある。

〔外国籍等の子ども〕

- ・県の調査に回答した学校や就学前教育・保育施設452か所のうち、外国籍等の子どもが在籍するのは208か所、人数は396人。
- ・外国籍等の子どもに対する日本語教育の実施については各学校・施設や自治体によって判断が異なる。
- ・学校等では保護者との意志疎通に課題を感じている。

2. 課題

(1) 日本語学習の機会

- 〔生活〕
- ・居住地や仕事、育児等の事情により、日本語教室に通えない外国人住民等の学習機会の確保が必要。
 - ・日本語教室の安定的な運営に対する支援が必要。
- 〔労働〕
- ・事業所における日本語教育の必要性に関する理解促進が必要。
 - ・外国人労働者の日本語学習の機会確保に向けて、関係機関の連携・協力が必要。
- 〔教育〕
- ・外国籍等の子どもの受入れなどに関する統一的な対応の検討が必要。

(2) 日本語教育人材

- ・高齢化等の理由により、新たな人材の確保が急務。
- ・指導力の向上のための研修や環境整備が必要。
- ・指導等に対する支援・相談体制が必要。

(3) 日本語教育等に対する理解

- ・企業、学校、地域など受入れ側の日本語教育の必要性に対する理解促進が必要。
- ・日本語教育関係者の当事者意識の醸成が必要。

III 日本語教育の推進の基本的な方向

【目指す姿】

日本語教育の推進を通じて、日本人県民と外国人県民が互いの文化や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らしやすく、活力に満ちた「多文化共生」の地域社会づくりを目指します。

【関係機関の連携強化】

日本語教育や外国人等に関わる機関は、自らの責務を認識した上で、相互間の連携を強化して取組を進めます。

【県の責務・関係機関に期待される役割】

県(知事部局・教育庁)	市町村	市町村教育委員会	県国際交流協会
・地域の実情に応じた施策の策定、実施 ・関係機関の連携・協力体制の整備 ・日本語教育の必要性等に対する理解促進	住民に身近な行政主体として地域日本語教室等と連携した、体制等の整備	学校等と連携した外国籍等の子どもの受入れ体制の整備	地域日本語教育の推進及び多文化共生理念の普及
地域日本語教室	日本語教育機関(日本語学校・大学)	企業等	学校等
日本語教育の実施や外国人住民の「居場所」の提供及び地域との橋渡し	日本語教育の指導等に対する助言や教育人材の紹介、派遣	外国人労働者に対する日本語学習機会の提供や学習支援、関係機関との連携	子どもや保護者への支援、校内や施設内での多文化共生に対する理解促進

IV 日本語教育の推進の内容に関する事項

(1) 日本語学習機会の提供

外国人住民等が、居住地にかかわらず、年齢や立場など様々なステージに応じて希望する日本語学習の機会を得られるよう、多様なニーズに対応した学習の場を創出します。

- 生活者に対する学習機会の提供
- 外国籍等の子どもに対する学習機会の提供
- 労働者に対する学習機会の提供
- 学習ニーズ把握及び日本語教育に関する情報発信

【取組イメージ】

- ・日本語教室の新規開設や広域（複数自治体）での運営などの取組支援
- ・企業等と市町村、地域日本語教室及び日本語教育機関等との連携促進
- ・外国籍等の子どもの受入れに係るマニュアルの作成など、学校等における対応の充実
- ・外国人住民等の日本語能力、抱える課題、求める支援等を把握するための調査実施 等

(2) 日本語教育の水準の維持・向上

地域の日本語教育に関わる人材の養成・育成・定着を図るとともに、他県の先行事例や国の動向に関する情報提供を行うほか、日本語教室・人材向けの相談・支援体制を整えることにより、日本語教育水準の維持・向上を図ります。

- 教育人材の確保
- 相談・支援体制の確保

(3) 日本語教育等に対する理解と関心の醸成

すべての県民に向け、日本語教育推進の必要性を啓発するとともに、多文化共生に対する理解と関心の醸成に努めます。

- 日本語教育に係る各主体の意識向上
- 県民向け多文化共生理念の普及・啓発

V その他日本語教育の推進に関する事項

＜推進体制＞

学識経験者、日本語教育機関、事業者、学校、市町村、外国人住民、公益財団法人秋田県国際交流協会等のメンバーから成る「秋田県地域日本語教育推進会議」の意見を聴きながら、関係部局と連携し、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進。 【計画期間：5年（令和6年度～令和10年度）】